

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和5年度 第2回 旧長谷川治郎兵衛家整備検討委員会
2. 開 催 日 時	令和6年3月14日（木） 午後1時30分から
3. 開 催 場 所	松阪市教育委員会事務局2階 教育委員会室
4. 出席者氏名	別紙のとおり
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	0名
7. 担 当	松阪市殿町1340番地1 松阪市産業文化部 文化課文化財係 担当者：村山 電 話：0598-53-4393 F A X：0598-22-0003 e-mail bun.div@city.matsusaka.mie.jp

報告事項

- （1）前回の協議内容の確認について
- （2）調査工事の進捗状況について

協議事項

支障木伐採についての基本方針

議事録要約

別紙

**令和5年度 第2回 旧長谷川治郎兵衛家整備検討委員会
議事録（要約）**

日 時：令和6年3月14日（木） 午後1時30分～3時
場 所：松阪市教育委員会事務局2階 教育委員会室
委 員：菅原洋一委員長、林良彦副委員長、中島義晴委員、花里利一委員
オブザーバー：三重県教育委員会 社会教育・文化財保護課・・・角正淳子、水谷侃司
関係部局：営繕課・・・佐野真司
事務局：川村産業文化部長
文化課・・・松葉課長、寺嶋主幹、小川係長、村山主任、森、舩木
委託業者：公益財団法人 文化財建造物保存技術協会
欠席者：花里利一委員
傍聴者：なし

【1.開会】

【2.挨拶】

【3.報告事項】

（1）前回の協議内容の確認について（資料1）

（2）調査工事の進捗状況について（資料2，3）

文建協：本日は資料2を使って説明させていただきます。

診断方針についてですが、これらの建物は重要文化財でありますので、文化庁の「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に準拠するとともに、建築基準法等についても参考としました。検討対象とした外力については、まずは地震、その中でも大地震動と呼ばれる数百年に一度程度の頻度を想定した最大級の地震を想定しています。また、風荷重についても、建築基準法に規定されているものに対して建物の安全性を確保するといった内容になっています。構造計算の方法としては、限界耐力計算と呼ばれる方法を採用しました。地盤種別は第2種地盤として検討と記載してありますが、地盤調査の結果、旧長谷川家住宅は第2種地盤に相当するとの結果が出たため、今回、第2種地盤として耐震診断を実施し、補強案を作成しました。

必要耐震性能の水準に関しては、文化庁指針の中において3つの水準がありますが、すべての建物について安全確保水準を採用しました。安全確保水準を満

足する判定として、大地震動時に層間変形角で 1/30 以下を満足することを条件としていますが、文化庁指針の中において示されているわけではなく、但し書きにおいて、建物個々の変形性状に合わせて、ある程度緩和していくということも考えられるとされています。

耐震診断の結果、ごく一部を除いてすべて NG 判定となり、耐震補強案を作成する必要があるという結論に至りましたので、令和 5 年度は蔵 5 棟（表蔵・米蔵・大蔵・新蔵・西蔵）について補強案を作成し、蔵毎に①合板補強案（構造用合板を使った壁補強）と②鉄骨補強案を検討した結果、補強量がかなり多くなることが判明いたしました。例えば、合板補強案であれば、既存外壁の上に設置するだけでは足りず、新しく壁を新設しないといけないといったことになってきましたので、それらをどうにかできないかを考えまして、P19 にその内容を載せさせていただきました。

事務局：P19 の内容は 2 月に文建協と花里委員が打ち合わせし、決定したものになることを補足させていただきます。

文建協：令和 4 年度に実施した地盤調査の結果、第 2 種地盤であることが判明したわけですが、限界耐力計算をする上で建物に作用する外力（地震力）を決める 1 つの要因に地盤条件が関わってきます。今回、補強量がかなり多くなったため、どの部分で精算できるか検討した時に、地盤条件について再検討することが考えられましたので、ここでは再検討方針を提案しています。

結論を申しますと、改めて液状化を考慮して地盤を精算するというところをご提案させていただいております。日本建築学会が出している基準の中では、液状化を考慮した検討方法が示されておりまして、そういった内容を参考にして、こういった形であれば地盤の液状化を考慮した上で精算できるのではないかと考えて提案させていただき、花里委員に承認をいただきました。右下のまとめ文章が P 2 の要約になっていまして、地盤を第 2 種地盤として評価したところ、補強量がかなりの量になってしまったため、地盤評価の精度を高めて再検討をさせていただきたいという内容になっています。

文建協：耐震診断結果となります。

【P 4】

今回診断した建物の主な耐震要素は土壁になります。ただし、土壁の厚さすべてを耐震要素として考慮できるわけではなく、柱と接している部分しか耐震に

有効に働きません。構造的な観点からは、蔵の周りに大分重たいものがくっついていることになります。

【P 6】

離れと附・四阿の耐震診断結果を載せています。離れは座敷棟と茶室棟に分かれています。どちらも倒壊の危険性ありとなっています。附・四阿は東西方向の揺れに関して、倒壊の危険ありとなっていません。

【P 7】

主屋と大正座敷を一体のものとして解析した結果、倒壊の危険性ありとなりました。

【P 8】

主屋と大正座敷を分けて解析した結果、倒壊の危険性ありとなりました。

【P 9】

大蔵について構造用合板で補強した場合の補強案となります。既存の壁だけでは重量を受けきることができないため、壁を新設することになります。

【P10】

鉄骨フレームで補強した場合の補強案となります。鉄鋼フレームが建物の中に入るイメージになります。

構造用合板と鉄骨フレーム、何れにしてもかなりの補強量となるため、精算法による地盤評価の精算をさせていただいて、もう少し現実的な補強案にできればと考えています。

委員：蔵を鉄骨で補強したところはないような気がします。
他の蔵と何が違うのでしょうか？

文建協：他の蔵との違いは壁厚が厚い傾向にあるということがあります。壁厚に比して耐力要素として有効な壁厚は少ないため、他の蔵よりも壁厚が厚い傾向にある旧長谷川家住宅の蔵についての耐震補強量は他の蔵と比べて多くなります。

委員長：修理の際、土壁を落とすのであれば、土壁の厚みを利用して、壁の中に補強要素を入れたりできないのでしょうか？

文建協：文化財修理の考え方から言いますと、壁の中に補強材を埋め込むというのは本設に近い考え方になると思いますので、今後、文化庁も含めて協議が必要だろうと思います。また、耐震診断の基準というものが、すべての建物について安全確保水準を確保するという基準で診断しているのですが、すべての建物について安全確保水準を確保する必要があるのか。今回の補強内容を考慮して、松阪市としてどのような活用を考えるのかお示しいただければと思います。

委員長：精算法でどれだけ補強量が減らせるか検討していただく必要があると思います。それと、壁の中で補強ができないかについて、1棟だけでも試算して、どれだけ違うのかというところを示していただいた方が良いと思います。精算法による再検討は、花里委員と調整した上での話ということでしたけど、花里委員からは何かご意見はありませんでしたか？

文建協：精算することは望ましいことである、と言っていました。

委員長：今、安全確保水準という前提で話をしているわけですが、これを復旧可能水準まで落としても活用上支障がないということがあるのかどうか、それにについていかがでしょう。

事務局：これまで本格的に議論されたことはないと思いますけども、市内部の議論の中では、大規模な修理を実施したあかつきには、全面的に人が入っていろんな形で活用していくということを念頭に置いて、内部では話が進んでいます。ただし、今お話しがあったように、安全確保水準を満たすためには、当然復旧可能水準とは異なる規模の費用が必要になってくるということになってくれば、そういったことも考慮する必要があると思いますが、具体的な数字が出てきていない現段階では全面的に活用していきたいという方向性でいます。

委員長：タイムスケジュールですけれども、これからまた作業をしていただくわけですが、令和6年度中に方針が固まって、基本的な設計の方向性が決まっていればよいということでしょうか。

文建協：今年の秋頃には修理計画をまとめていきたいと考えています。
私共の調査工事は令和6年度いっぱいとなっていますので、令和6年度中に大きな方針だけは決定していただきたいと思います。ただし、保存修理工事が始まって、実施設計段階で再検討する余地はあると考えております。

委員長：令和6年度の委員会ですけれども、第1回目で今日の議論を踏まえての検討が出てくると。それにまたいろんなフィードバックがあって、第2回目の委員会で大きな方針を確定させていく。大体そんな感じですね。秋頃までに2回は委員会を開催したほうがいいですね。

【4. 協議事項】

事務局：資料4をご覧ください。

こちらは左側に前回の基本方針（案）、右側に今回事務局から提案させていただく修正案を載せました。

右側の修正案をご覧ください。

まず、支障木について下記の3つに区分して定義いたしました。

- ①建築物・工作物に支障する樹木
- ②素屋根等の設置に支障する樹木
- ③景観・動線に支障する樹木

次に、①～③の共通事項について下記のとおり決めました。

樹木の枝払い・伐採・伐根は必要最小限に留める。伐採・伐根する樹木については、今後実施する庭園調査の結果をもとに、伐採・伐根後の対応を当委員会にて審議する。

次にそれぞれの区分毎に方針を決めました。

- ①建築物・工作物に影響を及ぼす樹木（根上りによる破損等）については、必要に応じて枝払い・伐採・伐根するものとする。
- ②修理工事に必要となる素屋根等の設置に支障となる樹木については、必要に応じて枝払い・伐採・伐根する。ただし、可能な限り、素屋根等の形状変更により対応し、枝払い、伐採・伐根を必要最小限に留める。
- ③景観・動線に支障する樹木については、庭園調査を行い、庭園における各樹木の価値づけを行った後、当委員会にて対応を審議する。

以上のように修正いたしました。

委員：共通事項には、修理工事後の樹木の補植についてはここには書き込まないのでしょうか。それともここに含まれているということでしょうか。

三重県：③景観・動線に支障する樹木の対応については、共通事項に書いてあること以上の対応をされるということでしょうか。中を読ませていただくと、共通事項に書いてある内容と同じように思います。そうすると①と②については共通事項にあることはやらないというように読めてしまいます。

事務局：③については伐採・伐根についてはまだ考えていない状態なので、①②については支障する木については枝払い・伐採・伐根を基本的にはするというニュアンスでいたものですから、もう一度表現を改めて、分かりやすい表現にしたいと思います。

三重県：③で意図する支障木というよりは、これは修復剪定の範疇に入るような気がします。他の庭園でよくやられているのは、景観は指定当時の価値から育っていくものですので、指定当時に戻していくという形で修復剪定という言葉を使用することが多いのですけれども、そういった意味合いのことを書かれているのであれば、そういう言葉を使用されたほうがよいのではないかと思います。

委員：ちょっと思ったのが、今議論している基本方針がどういうものなのか、建造物の修理に伴うものだけなのか、それとももっと後のことを考えて③を付けていると思うのですけれども、その辺をはっきり認識したほうがよいと思います。

事務局：はい、ご指摘のとおりかと思います。まずは建造物修理にかかる部分の支障木の伐採の考え方ははっきりさせておきたかったということが一点、それから史跡名勝という部分での樹木の取り扱いの部分ですね、個別樹木を見ていきますとまたはっきりしないところがありますので、その扱いにつきましては、調査を行って今後の適切な取り扱いを決めていきたいということを示すために作製した基本方針になります。

三重県：それでしたら、共通事項のところで大きな基本方針を示していただいて、まずは建造物修理に伴う支障木についてはこういう扱いにするというような整理でとりあえず決められるというほうがよいかもしれません。

事務局：今回のご意見を反映した修正案を作成し、次回委員会で提案させていただきたいと思います

委員長：今回の建造物修理に関連する支障木ということであれば、だいたいこういう考え方でよいのかなと思います。②素屋根の設置等に支障する樹木とありますが、これはこのとおりだと思いますが、素屋根の設置で支障するのは樹木の他に工作物もあると思います。だから、工作物の扱いもここに入れるのか別個にするのかはともかくとして、考えを明示的に示しておいたほうがよいと思います。おそらく工事中の移設・復元とかそういうことになるのかなと思いますけれども。

三重県：工事用動線にかかる支障木も出てくると思います。前回委員会の際にマキ垣（e. 主屋南庭 14 マキノキ）が邪魔になって搬出入が難しいという話もありましたが、それも支障木という形で伐採・補植するということも出てきたかと思っていますので、少し広めに捉えられるような文言ですとか、別立てで考えられるとよいのかなと思います。

事務局：②については、今回の建造物修理にかかるものという意味合いで使用していますので、もう少し表現を工夫するようにいたします。

委員長：工事動線以外にも、作業場所、材料保管場所に支障する樹木もありますよね。これについてはもう少し見直しをしていただくということによろしいですか？

事務局：はい。

委員長：令和7年度に庭園の調査をしていただけるのですか？

事務局：はい。

【5. 閉会】